

✚ 貨物概要

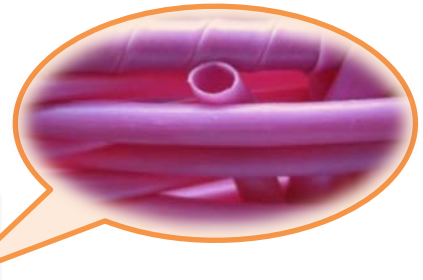
鉄鋼製フレームに、ポリエチレン製チューブを組んで製造したかご

製 法：鉄鋼製フレームにポリエチレン製チューブ
を組み込み箱型を製造

材 質：ポリエチレン、鉄鋼

サイズ：20cm×15cm×15cm

用 途：雑貨等を収納



✚ 分類

関税率表第 4602.90 号（統計番号 4602.90-020）のかご細工物

✚ 分類理由

本品のポリエチレン製チューブは、関税率表第 46 類注 1 に規定する「組合せその他これに類する加工方法に適する状態又は形状の材料」である「組物材料」と認められることから、本品は、同表第 46.02 項及び同表解説第 46.02 項の規定により、組物材料から直接造形したかご細工物として上記の通り分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合にお
いては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずる
ことがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望
される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）